

仕様書番号：第 73 号
作成年月日：令和 5 年 12 月 5 日
作成責任者：技官 小嶋 有一

非常用発電機補修

宇都宮駐屯地業務隊

仕 様 書

- 1 件 名 : 非常用発電機補修
- 2 作業場所 : 栃木県宇都宮市茂原1丁目5番45号 陸上自衛隊宇都宮駐屯地内
- 3 作業概要 : 非常用発電機用デジタル式コントローラ交換等

4 一般事項

(1) 適用範囲

本件は、本特記仕様書による他、下記仕様書によるものとする。
 国土交通省大臣官房官繕部制定
 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
 建築保全業務共通仕様書

(2) 疑 義

図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、すべて契約担当官・監督官と協議するとともに、その指示に従うものとする。

(3) 軽微な変更

施工に際し、現場の納まり・取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それそれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。

(4) 消耗品等

本件に必要な工具類・消耗部品は請負業者の負担とする。

(5) 現場管理

ア 現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負業者が負うものとする。

イ 作業期間中、現場代理人は工事現場に常駐し、上記現場管理を徹底すると共に、監督官の指示を確実に遂行できる状態を確保するものとする。

ウ 作業実施時間は0815から1700までとし、停電日等の監督官が指定した日を除き、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は、原則として実施しないものとする。

(6) 発生材処分

撤去等により発生した発生材は、監督官の指示する場所に搬入するものとする。

(7) 実施工程

着工に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出するものとする。

(8) 施工図材料

ア 着工前に必要な手順、工法等についての施工計画書を提出し、使用材料等の見本は必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。

件 名	非常用発電機補修	図面番号	1 / 4
図 面 名	図 示	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		

イ 特記事項に製造元等の参考記載がある場合においては当該記載事項同等品以上のものとする。尚、特記なきものについては、J I S規格品とする。

(9) 作業写真

作業写真はカラーサービス版とし、着工前・作業中・完成後・施工後隠蔽部・材料検収及び監督官の指示するものを工事用アルバムに整理したうえ、原版と共に提出するものとする。ただし、デジタルカメラの使用については監督官の承諾を受けるものとする。

(10) 電気水道使用

作業に必要な電気水道は、すべて請負業者の負担において用意するものとする。

(11) 施行体制台帳

請負業者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、施行体制台帳及び施工体系図を作成し工事現場に備えるとともに、監督官に提出するものとする。

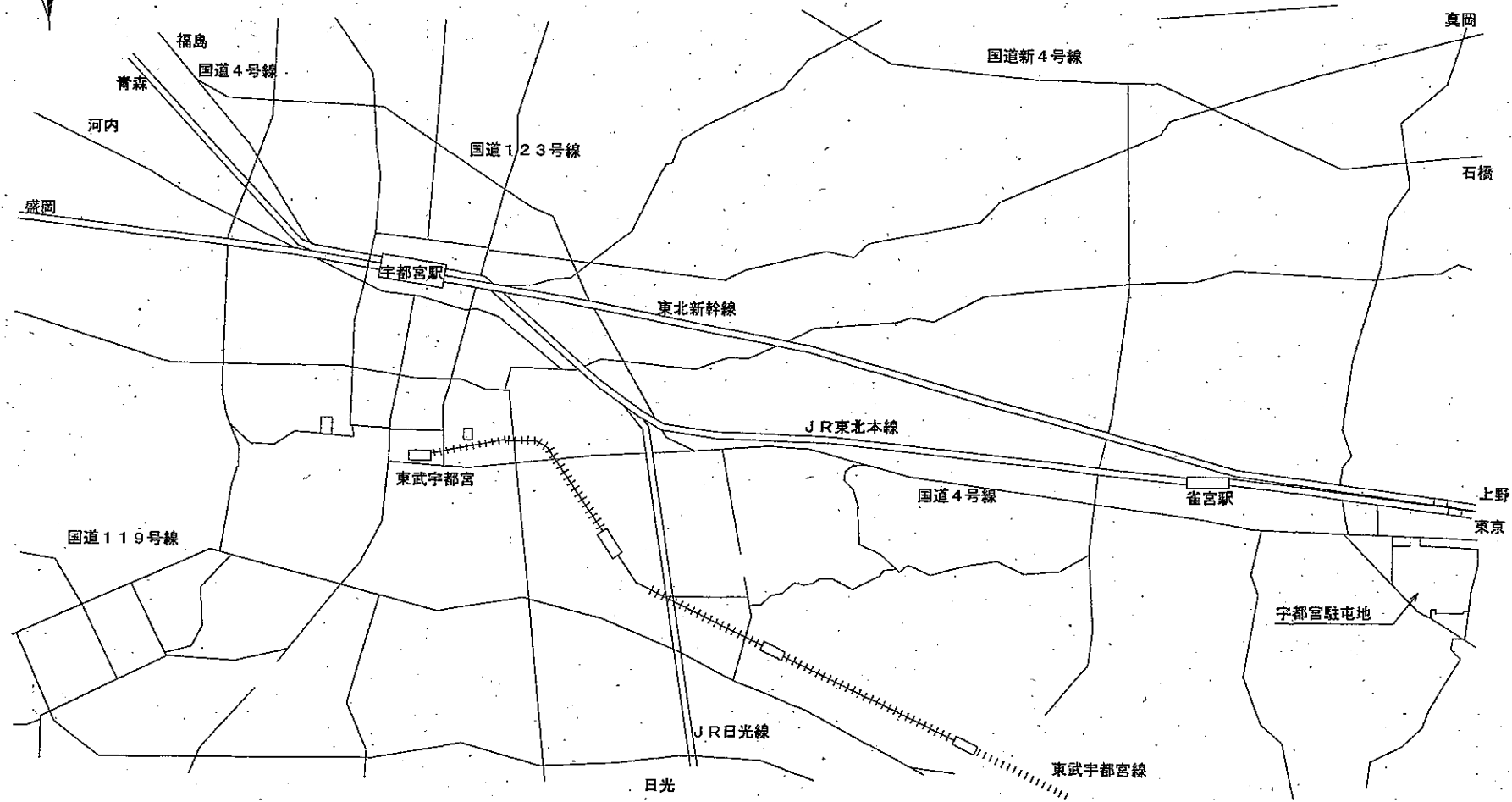
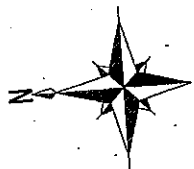
5 特記事項

(1) 交換機器

ア デジタル式コントローラ (ソフトインストール含む) 、
形式: Airopty BNAM1100
製造者名: パナソニック (株)
設置場所: 非常用発電機室リモートステーション盤内
数量: 1 台

イ 非常用発電機警報盤
形式: ネオアラーム BRN105
製造者名: パナソニック (株)
設置場所: 152号庁舎当直室
数量: 1 面

件 名	非常用発電機補修	図面番号	2 / 4
図 面 名	図 示	縮 尺	
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		



件 名	非常用発電機補修	縮 尺	—
図 面 名	駐屯地案内図	図面番号	3/4
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		



国道4号線
至 福島 至 東京

正門

非常用発電機室

152号庁舎

作業箇所

件 名	非常用発電機補修	縮 尺	1/6000
図 面 名	駐屯地配置図	図面番号	4/4
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		